

# 中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1	激 甚 災 害 名	新型コロナウイルス感染症による企業への影響 (激甚災害に準じる事象)	
2	公 募 推 薦 総 枠	50億円	
3	公 募 期 間	令和2年4月1日(水)～令和2年7月31日(金) * 公募期間については状況に応じて変更する場合がある。	
4	申 込 先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)を通じて、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という。)宛て申込みを行う。 (注) 申込先は、本社所在地の「地方ト協」となります。	
5	融 資 推 薦 対 象 者	・今般の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症により事業に影響を受けている 方で、下記(1)に該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、 地方ト協に加入し、(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)、又は商工中金 の代理店との取引資格がある者。 (1) 上記の影響により運送収入又は輸送トン数について「直近2ヶ月の実績」 又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれる者。	
6	融 資 推 薦 対 象 資 金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした 事業の再建、又は正常な操業維持に必要な運転資金。	
7	融 資 推 薦 条 件	(1) 融資限度	5千万円 (個別企業体・共同体とも)
		(2) 融資利率	取扱金融機関の所定利率による
		(3) 償還期間	10年以内
		(4) 据置期間	償還期間のうち1年以内。
		(5) 償還方法	月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期 にわたって一定の元金返済額)。 ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。
		(6) 担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。
8	利 子 補 給 率	年0.3%	
9	取 扱 金 融 機 関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)。	

10	申 込 書 及 び 添 付 書 類	<p>地方ト協に備えてある所定の申込書類により公募期間内に申し込んでください。 (申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)</p> <p>(1) 「融資推薦申込書」(様式1号)</p> <p>(2) 「企業要項」 個別企業用(様式2号の1) 又は共同体用(様式2号の2)</p> <p>(4) 「激甚災害等に係る被害状況報告書」(様式6号)</p> <p>(5) 「承諾書(激甚災害融資)」(様式4号)</p> <p>(注) 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛てに提出する書類は別途用意してください。</p>
11	地方ト協から全ト協 宛て融資推薦期限 (全ト協必着日)	<p>【第1回】 令和2年3月31日(火)      【第2回】令和2年4月30日(木)</p> <p>【第3回】 令和2年5月29日(金)      【第4回】令和2年6月30日(火)</p> <p>【第5回】 令和2年7月31日(金)</p> <p>「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)及び「推薦先一覧表」(様式10号の3)に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する。</p>
12	融資推薦適否決定 通知(予定)日	<p>【第1回】 令和2年4月13日(月)      【第2回】令和2年5月18日(月)</p> <p>【第3回】 令和2年6月15日(月)      【第4回】令和2年7月13日(月)</p> <p>【第5回】 令和2年8月17日(月)</p>
13	融 資 推 薦 決 定 通 知 書 の 有 効 期 限	<p>令和3年3月末日(中央近代化基金融資推薦適否決定通知書(様式第11号)に記載)</p> <p>融資実行がやむを得ない事情で次年度になる場合は「推薦融資有効期限延長申請書(様式15号)」により、地方ト協を通じて全ト協宛て有効期限の延長を申し出てください。</p>
14	商 工 中 金 等 宛 借 入 申 込 書	<p>(1) 融資推薦決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて、商工中金等へ借入申込みを行ってください。</p> <p>(2) 決算関係書類等、審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出してください。(金融機関にて所定の審査があります)</p> <p>(3) 商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体又はその構成員であることが必要となります。</p> <p>また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員であることが必要となります。(これらの資格を具備していない場合は各地方ト協にご相談ください)</p>
15	そ の 他	<p>(1) この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによります。</p> <p>(2) 本要綱の内容は、状況により公募期間の途中で変更する場合があります。変更となる場合には、全日本トラック協会のホームページにてお知らせします。</p>

対象地域: 全都道府県	